宿泊約款

第1条 適用範囲

- 1. 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 2. 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条 宿泊契約の申込み

- 1. 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金(原則として別表第1の宿泊料金による)
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
- 2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルはその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

第3条 宿泊契約の成立等

- 1. 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、 当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の宿泊料金を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までにお支払いいただきます。
- 3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4. 第 2 項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払い期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第4条 申込金の支払いを要しないこととする特約

- 1. 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 2. 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第5条 宿泊契約締結の拒否

- 1. 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
 - (2) 満室により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が、伝染病であると明らかに認められるとき。
 - (5) 宿泊に関し、合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - (7) 宮崎県旅館業法の規定する場合に該当するとき。
 - (8) 宿泊しようとする者が、泥酔等により他の利用客に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (9) 宿泊しようとする者が、暴力団、暴力団関係企業、社会運動や政治活動を標榜する団体及び組織に属する者、またはその関係者、その他反社会的勢力であると認められるとき。

第6条 宿泊客の契約解除権

- 1. 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払い義務について、当ホテルが宿泊客に告知したと

きに限ります。

3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後 6 時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を 1 時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第7条 当ホテルの契約解除権

- 1. 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が伝染病であると明らかに認められるとき。
 - (3) 宿泊に関し、合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (5) 宮崎県旅館業法の規定する場合に該当するとき。
 - (6) 所定の場所以外での喫煙、消防用施設等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る)に従わないとき。
 - (7) 宿泊客が当ホテルの施設若しくは当ホテル従業員等に対し、暴力、脅迫、恐喝、 威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的な範囲を超える負担を求めたとき、 又はかつて同行為をしたと認められるとき。
 - (8) 宿泊客が泥酔等により他の利用客に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (9) 宿泊客が暴力団、暴力団関係企業、社会運動や政治活動を標榜する団体及び組織 に属する者、またはその関係者、その他反社会的勢力であると認められるとき。
- 2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

第8条 宿泊の登録

- 1. 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項の登録をしていただきます。
 - (1) 宿泊客の氏名、生年月日、性別、電話番号、住所及び職業
 - (2) 外国人にあたっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
- 2. 宿泊客が第 12 条の料金の支払いを宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法 により行うとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

第9条 客室の使用時間

- 1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、15 時から翌日 11 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
- 2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には、当ホテルが定める追加料金を申し受けます。

第10条 利用規則の遵守

1. 宿泊客は、当ホテル内において、当ホテルが定め、当ホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

第11条 営業時間

- 1. 当ホテルの主な施設等の営業時間は備え付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービス案内書等でご案内いたします。
- 2. 営業時間は必要やむを得ない場合には、臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

第12条 料金の支払い

- 1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
- 2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた宿泊券、クレジットカード等 これに代わり得る方法により、宿泊客のチェックインの際又は当ホテルが請求したとき、 フロントにおいて行っていただきます。
- 3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第13条 当ホテルの責任

1. 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

第14条 契約した客室の提供ができないときの取扱い

- 1. 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了承を得て、できる限り、同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
- 2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できない事について、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは補償料を支払いません。

第15条 寄託物等の取扱い

1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、当ホテルの故意又は過失による減失、棄損等の損害が生じたときは、当ホテルはその損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価格の明告のなかったものについては、当ホテルは15万円を限度としてその損害を賠償します。

第16条 宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

- 1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了承をしたときに限って責任をもって保管し、宿泊者がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
- 2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、1ヶ月で処分します。ただし、飲食物等は即日処分します。
- 3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、 第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては同条第 2 項の規定 に準じるものとします。

第17条 駐車の責任

1. 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、 当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありませ ん。

第18条 宿泊客の責任

1. 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1

宿泊料金等の算定方法(第2条第1項、第3条第2項、第12条第1項関係) 税法が改正された場合は、その改正された規定によるものとします。

宿泊者が 支払うべき 総額	宿泊料金	宿泊料金(室料〈又は室料+朝・夕食料〉)	
	追加料金	飲食料及びその他の利用料金	
	税金	イ 消費税	
		ロ 消費税額の算出は1円単位とし円未満切り捨て	

別表第2

違約金(第6条第2項関係)

一般客室

一般客室	不 泊	当 日	前日	3日前
違約金率	100%	80%	20%	

団体/15 名以上

一般客室	不泊	当日	前日	9 日前
違約金率	100%	80%	20%	10%

別表第 2 に関する補

- 1. %は、宿泊料金に対する違約金の比率です。
- 2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわりなく、1日分(初日)の違約金を収受します。
- 3. 特定日に関しましては、別途の取消料が発生することがございます。